



*Strategic
Business
Innovator*

SBIジャパンネクスト証券 夜間PTS市場の開業に際して

2007年8月27日

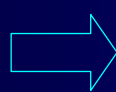
SBIホールディングス株式会社

代表取締役執行役員CEO 北尾吉孝

なぜ米国でPTSが拡大したか？①

1969年 インスティネットの登場 ※利用対象：機関投資家に限定

当時のニューヨーク証券取引所は、注文執行の際の手数料が高く・固定



中立的な代理仲介サービスを展開するインスティネットは、取引コストを引き下げ、投資家が自らの望む価格での売買が可能に

PTSの誕生・需要喚起

(ナスダック市場：マーケットメーカー制を採用)

1987年 「ブラック・マンデー」時に、マーケットメーカーが
自己に不利な顧客の指値注文を放置

1994年 談合疑惑が顕在化

ナスダック市場の問題 の顕在化

1996年 SECが注文執行義務ルールを採択(1997年1月施行)

マーケットメーカーが顧客の指値注文を任意に放置することを禁止・PTSへの注文回送を容認

SECが「市場としてのPTS」を法的に容認

※「私設取引システム」はPTS、ECN、ATSなどと呼ばれるが、ここではPTSと用語を統一する。

なぜ米国でPTSが拡大したか？②

1998年 SECがレギュレーションATSという新規則を採択(1999年4月施行)

営利を目的とする取引所の存在が公認され、
既存取引所が公開株式会社形態への転換を検討開始

(NYSE:スペシャリスト制度を採用)

2003年 スペシャリストによる不正取引が発覚

NYSEを優先するトレード・
スルー規制の見直し

2005年 SECがレギュレーションNMSという新規則を採択(2005年8月施行)

新たなトレード・スルー規制により、
最良気配を掲示する市場での売買成立を義務化

電子取引を採用するPTSにとって有利な規制

(NYSEとアーキペラゴの合併・ナスダックによるインスティテットの買収)

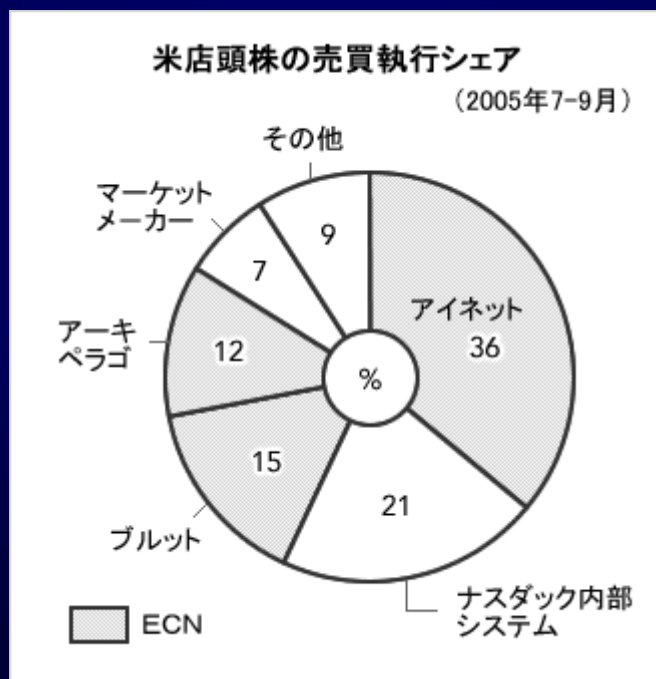


米国ではPTSの拡大とともに投資家の利便性が向上

米国におけるPTSの利用状況

全米市場システム(NMS)規制で証取や電子取引システムに出された株式売買の気配値の中で最良の価格で売買執行することが義務付けられ、迅速な売買を売り物とするECNの役割は一段と拡大する見通し。

ナスダック銘柄の六割強はECNを通じて売買執行されているが、売買執行シェアは今後さらに増えるとの見方が多い。

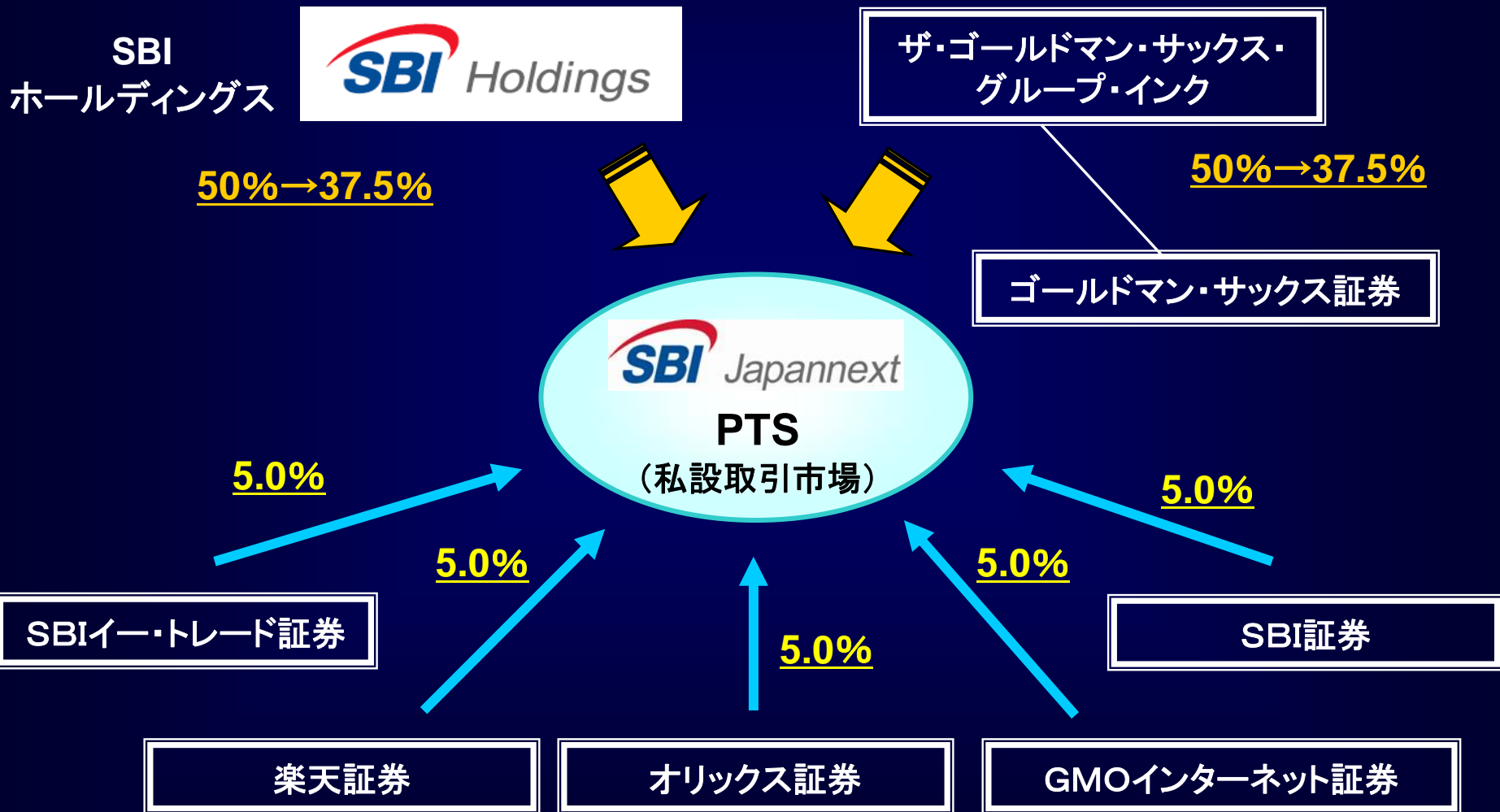


日本におけるPTSの歴史と経緯

- 1998年 取引所集中義務の撤廃(証券取引所定款 旧第23条の削除)
- 2000年6月 イー・ボンド証券が認可取得(2001年5月業務終了)
日本相互証券株式会社が認可取得(2002年7月業務終了)
- 2001年 マネックス証券が「マネックスナイター」を開始
- 2005年 PTSにおいてオークションによる取引価格の決定方式が可能に。
松井証券が「夜市」を開始
- 2006年 カブドットコム証券がオークション形式による「kabu.comPTS」開始
- 2007年8月 **SBIジャパンネクスト証券による「ジャパンネクストPTS」開始**

SBIジャパンネクスト証券への証券各社の資本参加

SBIホールディングス及び米国ゴールドマン・サックスから証券各社へ2.5%ずつ計5.0%を株式譲渡(本日発表)



SBIジャパンネクスト証券の設立意義

米国と同様に、投資家の利便性を向上させ、
公共性があり投資家利益に資するPTS取引を提供する



「高性能システム」「低コスト」「流動性」

「高性能システム」「低コスト」:

SBIジャパンネクスト証券の主なシステム性能と手数料率

「高性能システム」

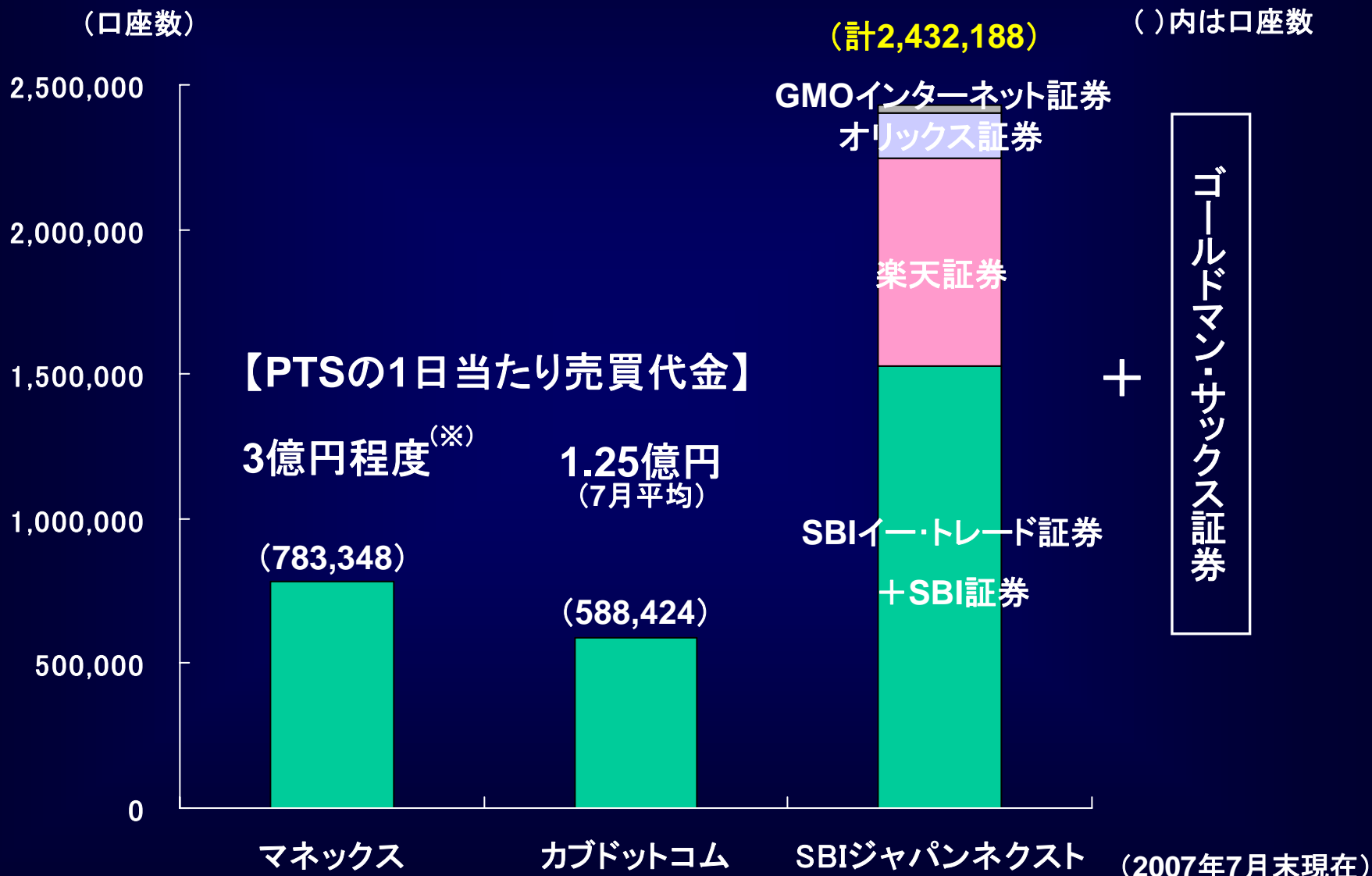
	SBIジャパン ネクスト証券	東証	大証 (現物とデリバティ ブの合計)	ジャスダック (次期システム の目標性能)
確認通知配信 スピード	10ミリ秒以下	不明	60ミリ秒	35ミリ秒
1秒あたり 最大注文件数	800件 (<u>最大25,000件まで</u> 拡張可能)	不明	550件	300件

「低コスト」

	SBIジャパンネクスト証券	取引所
合計手数料 料率	0.6~0.7bps	0.6~2.3bps (当社試算)

「流動性」:

日本における各PTS陣営の口座数比較



PTSとしてのボリューム制限

対国内全取引所比で全売買代金の10%、

且つ個別銘柄ごとの20%

(計算上は直前6ヶ月間の1日当たり売買代金で比較)

(SBIジャパンネクスト証券が採用する「顧客注文対当方式」の場合)



この数量を超えた場合、取引所の免許を
取得しなければならない

(金融庁：証券会社向けの総合的な監督指針より)

今後の方針

夜間から始め、さらに順調に取引が拡大した場合、早期に昼間取引も開始することを目指す。

また、流動性の向上により取引量が増加した場合には他の株主と協議の上、取引所の免許を申請することを視野に入れる。

<http://www.sbigroup.co.jp>